

(宛先) 舞鶴市長

〒

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者名

印

電話番号

舞鶴引揚記念館資料貸出許可申請書

舞鶴引揚記念館条例第 5 条の規定により、舞鶴引揚記念館が所蔵する資料の貸出しを受けたいので、次のとおり申請します。

なお、資料の貸出しに当たっては、次の貸出条件を遵守することを誓約します。

貸出資料	資料名	資料番号	数量
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用目的			
利用方法			
利用場所			
※ 出版物に掲載する場合のみ記入			
① 出版物の名称	② 著者名		
③ 出版社名	④ 発行年月日	年 月 日	
⑤ 定価	円	⑥ 発行部数	部
貸出条件	1 貸出資料を上記の利用目的以外に利用しないこと。		
	2 貸出資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償すること。		
	3 著作権法上の問題が生じたときは、申請者がその責任を負うこと。		
	4 貸出資料を出版物等に利用するときは、舞鶴引揚記念館が所蔵していること等を明示すること。		
	5 貸出資料の利用実績について、任意の書式による報告書を提出すること。		
	6 貸出資料を出版物に掲載したときは、当該出版物を舞鶴引揚記念館に寄贈すること。		

※ 寄託された資料については、寄託者の同意書を添付してください。